

東松山市立小・中学校における適正規模等について

「東松山市立小・中学校適正規模の推進計画」における、短期から中期的な取組が必要とされる検討対象地域について、東松山市教育委員会の方針として、下記のとおり決定する。

記

- 1 現時点において、適正規模化を実施する小・中学校はない。
- 2 保護者を含めた地域住民や学校関係者で協議がまとまり、方策実施を望む意見があった場合は、方策の検討を行うこととする。
- 3 今後の児童・生徒数や学級数の推移、都市計画等児童・生徒を取り巻く学習環境に変化が生じ、教育活動に支障を来す場合は、方策の検討を行うこととする。